

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「日・ジョージア投資協定」
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	29-30
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

日・ジョージア投資協定

1. 投資協定の概況

投資協定とは、海外に投資を行う際の規制をできる限り無くし、投資を自由に行うことのできる環境を整え、投資家及び投資財産を保護するための協定である。投資協定は「保護型」（投資家が相手国に参入した後のみ安定的な投資活動を法的に保障する。）と、「自由化型」（「保護型」の内容に加え、投資家が相手国の企業等と同様の条件で投資に参入することを保障する。）の2種類に大別される。貿易に関連する様々な国際ルールを定めるWTO協定では「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）」により国際投資の保護・自由化に係るルールを規律しているが、その対象は限定されたものとなっている。このため、各国は投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA））の締結を進め、2019年末時点における有効な協定数は2,654件に上る¹。

日本政府は、投資協定の締結方針として、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（2016年5月11日公表）を策定し、「自由化型」協定の締結を念頭に、2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指してきた。2021年2月現在、日本は54件の投資関連協定（投資協定36件、EPA18件）を署名又は発効済みであり、これらの協定は79の国・地域を対象としている。

2. 日・ジョージア投資協定国会提出の背景・経緯

黒海に面するジョージアは、アジアと欧州を結ぶ要路として、地域の物流のハブとなることを目指した経済・インフラ政策²を推進している。また、同国は水力発電などの再生可能エネルギーの推進等に注力しており³、その良好なビジネス環境は、国際的にも高い評価を受けている⁴。さらに、ジョージアは外国からの投資誘致にも積極的に取り組んでおり、在ジョージア日本国大使館主催の日本企業向け説明会等も開催され、ジョージアに対する日本企業の関心も高まっているとされる。

¹ UNCTAD 『World Investment Report 2020 - International Production Beyond the Pandemic』(2020.6.16) 106頁

² ジョージア政府は、主要インフラ整備事業を2023年までに終了することを目標としている。また、ジョージアの国家開発計画において、物流中継地としての利便性の向上等を目的とした道路整備を行う方針が示されているほか、黒海に面するアナクリアでは、最先端の設備を備えた深海コンテナ港の建設が計画されている。

³ ジョージア政府はエネルギーを重点セクターの一つと位置付け、経済成長を推進することとしており、日本政府もジョージアへの援助方針において、同国の水力発電分野等は潜在性を有するとしている。

⁴ 世界銀行の「ビジネス環境の現状 2020」においてジョージアは第7位にランク付けられた（「ビジネス環境の現状 2020」は、世界の190か国・地域を対象に、事業設立の容易さ等の10分野を指標化・順位付けした報告書である。）。

日本政府は、2017年6月の外相会談において、民主主義、自由、人権、法の支配といった普遍的価値を共有するジョージアとの関係を重視しているとしたほか、同国のより一層の発展に期待を示しており、両国政府は、更なる経済関係強化を目指し、投資協定交渉を開始することで一致した。その後、首脳レベルでの会談⁵を含む累次にわたる政府間交渉が行われ、2021年1月29日に日・ジョージア投資協定（以下「本協定」という。）が署名されるに至った。このような経緯を経て、2021年3月5日、第204回国会（常会）に本協定が提出された。

3. 日・ジョージア投資協定の主な内容

本協定は、これまで日本が締結してきた投資協定と同様に、日・ジョージア間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みについて定めている。具体的には、相手国の投資家及びその投資財産に対し、投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇（自国の投資家等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）及び最恵国待遇（第三国の投資家等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）を保障する「自由化型」の内容を規定している（第2条及び第3条）。その上で、自由化を留保する措置や分野を附属書（留保表）に列挙する「ネガティブ・リスト方式⁶」を採用している（第7条、附属書Ⅰ及びⅡ）。また、投資財産に対する公正な待遇・十分な保護（第4条）や正当な補償等を伴わない収用の禁止（第11条）等の投資保護規律について規定している。

投資家に対する特定措置の履行要求について、TRIMs協定では、輸出要求や現地調達要求など、投資家の自由な投資活動を妨げる措置の履行要求を禁ずる旨が規定されている。日本が締結済みの多くの協定においては、TRIMs協定に定める内容よりも広範に具体的な措置を禁ずる場合が多い。本協定においても、取締役等に特定の国籍を持つ者を任命する要求の禁止、ライセンス契約の下での使用料・期間の制限の禁止、一定の数・割合の自国民を雇用する要求の禁止など、TRIMs協定にはない規定が含まれている（第6条）。

本協定における紛争解決手続として、国家間（第22条）及び投資家と投資受入国間（第23条）の紛争解決手続が規定されている。後者については、投資紛争を国際仲裁（世界銀行傘下の投資紛争解決国際センター（ICSID）等）に付託して解決を図る「投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続」を規定する内容となっている。ただし、本協定のISDS手続は、投資財産設立、取得又は拡張に関する投資紛争等について、仲裁の付託事項から除外している。

おくり まさふみ
（奥利 匡史・外交防衛委員会調査室）

⁵ 2019年10月にはジョージアのズラビシヴィリ大統領が訪日し、安倍内閣総理大臣（当時）との会談を行った。その場においても、安倍内閣総理大臣は投資協定の早期締結の必要性に言及した。

⁶ WTO協定で採用されている「ポジティブ・リスト方式（義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式）」と比較して規制の現状や根拠法令を明確にできる利点があり、規制の透明性や予見可能性が高いとされる。